

# 指定管理者評価シート(2次評価)

所 管 課	総合政策部 参画協働室 健康福祉部 長寿・保険室 長寿・介護保険課
評価対象期間	平成26年4月1日～27年3月31日

## 1 指定概要

施設概要	名 称	川西市コミュニティセンター多田東会館 川西市老人憩いの家多田東会館
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
	設置目的	(コミュニティセンター) 住民の自治意識の高揚と連帯感を深め、心豊かな地域社会の向上を図る。 (老人憩いの家) 老人の心身の健康の増進を図る。
利用料金制	<input type="checkbox"/> 非利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 一部利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 完全利用料金制	
指定管理者	名 称	多田東小学校区コミュニティ推進協議会
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
指定管理業務の内容	<p>※ 指定管理の業務内容を明確に記入してください。</p> <p>(コミュニティセンター)</p> <p>(1) 地域住民によるコミュニティ活動のための場の提供に関すること。 その他、施設の設置目的の達成に必要なこと。</p> <p>(2) 施設の使用許可等に関すること。</p> <p>(3) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関すること。</p> <p>(4) 施設の使用の制限に関すること。</p> <p>(5) 施設の使用許可の取消し等に関すること。</p> <p>(6) 施設の入館の制限に関すること。</p> <p>(7) 施設及びその付属設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。</p> <p>(老人憩いの家)</p> <p>(1) 老人に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供すること。</p> <p>(2) 老人に慰安と休息の場を提供すること。</p> <p>(3) 施設の使用許可等に関すること。</p> <p>(4) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関すること。</p> <p>(5) 施設の使用の制限に関すること。</p> <p>(6) 施設の使用許可の取消し等に関すること。</p> <p>(7) 施設の入館の制限に関すること。</p> <p>(8) 施設及びその付属設備の維持管理に関すること。</p>	
指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日	

## 2 評価結果

2段に分かれているところは、上段がコミュニティセンター、下段が老人憩いの家の評価です。

### 評価項目及び評価のポイント

#### 1 施設の設置目的の達成に関する取組み【有効性】

##### (1) 施設の設置目的である事業運営の達成

###### 【評価のポイント】

- ① 事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られているか。
- ② 施設利用に係る登録手続きについては、利用者に十分に周知し、適切に行われたか。
- ③ 施設の設置目的に応じた適切な広報活動がなされ、その効果があったか。

###### 【所見】

(コミセン)  
特になし。  
(憩いの家)  
安全面の配慮がされていると思うが、エレベーターの設置が必要である。

###### 【改善項目】

(コミセン)  
特になし。  
(憩いの家)  
エレベーター設置に関しては引き続き指定管理者から市へ要望を続けていただきたい。

##### (2) 施設の利用状況及び事業への参加状況

###### 【評価のポイント】

- ① 施設の目的に則って、有効に活用(利用)されていたか。

###### 【所見】

特になし。

###### 【改善項目】

特になし。

##### (3) 利用者の満足度

###### 【評価のポイント】

- ① 利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。
- ② 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。
- ③ 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。
- ④ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。

###### 【所見】

(共通)  
常に清潔な状態が保たれており、職員の対応もきちんとしており、利用しやすい施設である。  
(憩いの家)  
施設内が土足入場となった場合、部屋を利用するグループの入れ替え時間が10分と少ないため、清掃する時間を考えると、部屋の利用時間が短くなるという懸念がある。

###### 【改善項目】

特になし。

## 評価項目及び評価のポイント

### 2 効率性の向上に関する取組み【効率性】

#### (1) 経費の節減

##### 【評価のポイント】

- ① 施設の管理運営に関し、経費を効率的に節減するための十分な取組みがなされ、その効果が得られたか。
- ② 管理運営業務遂行に当たり、業者発注や業務委託により行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。

##### 【所見】

(共通)

引き続き業者発注の際の見積もり合わせは必要だが、過度な経費節減はサービスの質や、施設の安全面等に問題が生じる場合がある。

##### 【改善項目】

(共通)

過度な経費節減に走ることなく、施設の安全面等とのバランスを取ること。

## 評価項目及び評価のポイント

### 3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み【適正性】

#### (1) 管理運営の実施状況

##### 【評価のポイント】

- ① 施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。
- ② 業務に必要な研修・教育が適切に行われたか。
- ③ 施設の維持管理が適切に行われたか。
- ④ 指定管理者の提案による新たな取り組みは実施されたか。

##### 【所見】

(共通)

現状で、最大限努力している。

##### 【改善項目】

(共通)

特になし。

(2) 個人情報の保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など

【評価のポイント】

- ① 施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供・広報活動が十分になされたか。
- ② 施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。
- ③ 日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。
- ④ 防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。
- ⑤ 事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。

【所見】

(共通)  
特になし。

【改善項目】

(共通)  
特になし。

総 合 評 価

【所見】

(コミセン)

指定管理者として最大の努力を払い、地域活動の拠点として有効に活用されている。

(憩いの家)

厳しい基準で自己評価していることや利用者が適正に利用できるよう努力されているなど、指定管理者としてきちりと業務されていると評価できる。

【改善項目】

(コミセン)

特になし。

(憩いの家)

エレベーターの設置に関してはスペースの問題などにより設置することが難しいようだが、引き続き市と協議をしていただきたい。またバリアフリー化についても実施に向け取り組むこと。